

IV 用語の解説

1 集計項目について

(1) 事業所数（令和3年6月1日現在の数値）

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいいます。

- ① 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

ア 民営事業所

国および地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

イ 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいいます。

(2) 従業者数（令和3年6月1日現在の数値）

令和3年6月1日現在で、当該事業所に所属して働いている全ての人をいいます。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向または派遣している人も含まれます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向または派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含みません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としています。

従業者数（※）＝ ア 個人業主 ＋ イ 無給の家族従業者 ＋ ウ 有給役員
＋ エ 常用雇用者（オ 無期雇用者 ＋ カ 有期雇用者（1か月以上））
＋ キ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））
（※）ア～キの内数で、ク 他への出向・派遣従業者を含む。

ア 個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいいます。
なお、個人業主は企業内に必ず一人とします。

イ 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいいます。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」または「臨時雇用者」に含みます。

ウ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいいます。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含みます。

エ 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。

期間を定めずに雇用されている人もしくは1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいいます。

オ 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人をいいます（定年まで雇用される場合を含みます。）。

カ 有期雇用者（1か月以上）

常用雇用者のうち、1か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人をいいます。

キ 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいいます。

ク 他への出向・派遣従業者

民営事業所において、従業者のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。

（3）他からの出向・派遣従業者数（令和3年6月1日現在の数値）

労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいいます。

（4）事業従業者数（令和3年6月1日現在の数値）

当該事業所で実際に働いている人をいい、従業者数から「他への出向・派遣従業者数」を除き、「他からの出向・派遣従業者数」を加えることにより算出しています。

$$\text{事業従業者数} = \text{（2）従業者数} - \text{（2）ク 他への出向・派遣従業者数} \\ + \text{（3）他からの出向・派遣従業者数}$$

（5）売上（収入）金額（令和2年1年間の数値）

原則として令和2年1年間の商品等の販売額または役務の提供によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいいます。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含みません。なお、「金融業、保険業」の企業等、会社以外の法人および法人でない団体の場合は経常収益としています。

(6) 付加価値額（令和2年1年間の数値）

付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引くことによって算出できます。本調査においては、企業等の付加価値額を、以下の計算式を用いて算出しています。

企業全体の純付加価値額

① 基本的な計算式（次の②、③以外の場合）

$$\text{純付加価値額} = \text{売上（収入）金額} - \text{費用総額} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

② 「金融業、保険業」の会社および会社以外の法人

$$\text{純付加価値額} = \text{経常収益} - \text{経常費用} + \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

③ 「政治団体」および「宗教」

$$\text{純付加価値額} = \text{給与総額} + \text{租税公課}$$

また、本書で掲載している事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所にあん分することにより、全産業について集計しています。

なお、本調査の付加価値には、国民経済計算の概念では含まれている国内総生産の項目のうち、主に以下の項目は含まれていません。

- ・固定資本減耗
- ・雇主の社会保険料負担分
- ・持ち家の帰属家賃
- ・研究開発費
- ・農林漁家
- ・公営企業および政府サービス生産者の付加価値

《参考》

○企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）および個人経営の事業所をいいます。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等とします。

具体的には、経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社、会社以外の法人および個人経営で本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等としています。

「企業等に関する集計」結果については、総務省統計局のホームページを御覧ください。
<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2021/kekka/index.html>

2 分類事項について

(1) 事業所の産業分類

事業所の売上（収入）金額や主な事業の種類（原則として令和2年1年間の収入額または販売額の最も多いもの）により、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づき分類しています。

(2) 経営組織

ア 民営

国、地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

(ア) 法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいいます。次の会社および会社以外の法人が該当します。

① 会社

株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社、合同会社および外国の会社をいいます。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法（平成17年法律第86号）の規定により日本にその事務所などを登記したものをいいます。

なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではありません。

② 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、前述の会社を除く法人をいいます。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農（漁）業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれます。

(イ) 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいいます。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含みます。

(ウ) 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいいます。

例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会、労働組合（法人格を持たないもの）などが含まれます。

イ 国、地方公共団体

国、都道府県、市区町村、特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区など）の事業所をいいます。

(3) 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、この事業所が現在の場所で事業を始めた時期であり、以下の場合、その時期を開設時期とします。

- ・ 個人経営の事業所で、経営権の譲渡により経営者が交代した場合。ただし、相続により引き継いだ場合は該当しません。
- ・ 個人経営の事業所が株式会社になった場合
- ・ 法人が新設（対等）合併した場合
- ・ 法人が分割により設立された場合
- ・ この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合